

# 犬山市ブロック塀等 安全対策事業補助金

市内の危険なブロック塀などを撤去する費用の一部を補助します！

## 補助対象になる塀の条件

- コンクリートブロック、レンガ、大谷石などの組積造の塀（補強コンクリートブロック造を含む）や、その他の構造の塀（鉄筋コンクリート組立塀や板塀、土塀など）
- 道路からの高さが1.0mを超えるもの
- 地震に対して倒壊の危険性があるもの※
- 道路に面している部分

※チェックリストがあります。詳しくはお問い合わせください。

## 工事内容の条件

- 塀などを撤去する工事、または道路からの高さ60cm以下へ減築する工事が対象
- 補助対象となる塀がすべて撤去されること
- 1敷地に対して1回のみ
- 4m未満の後退用地の場合は、基礎等が残らないこと。また、撤去後に工作物などを設置しないこと

## 申請者、契約内容の条件

- 市内の事業所等が行う工事であること
- 申請者が契約する工事であること
- 市税の滞納をしていないこと

## 補助内容

【撤去および減築の工事費】と、【ブロック塀等の延長1mあたり1万円を乗じた額】のいずれか少ない額の2/3（1敷地あたり上限20万円）を補助します



あいち耐震改修N倍プロジェクト マスコットキャラクター

## 申請の流れ

「うちの塀は対象になるの？」などご不明な点があれば事前相談をしてください

### 申請書の提出

工事の契約前に、申請書に見積書などの添付書類をつけて申請します

### 着工

交付決定後、工事の契約・着工をします

### 完了報告書の提出

工事の完了した日から30日後、もしくは申請した年度の2月末日のいずれか早い日に、添付書類とともに完了報告書を提出します

お問い合わせは **市役所 2階 都市計画課 営繕住宅担当**まで

電話 0568-44-0331(ダイヤルイン) FAX 0568-44-0366

E-mail [080100@city.inuyama.lg.jp](mailto:080100@city.inuyama.lg.jp)

(URL) <https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/sumai/1004550/1005120.html>

市HPのQRコード

